

公 示

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等について」
の一部改正について

九運公第121号

標記について、別紙のとおり一部改正を行ったので公示する。

令和7年3月17日

九州運輸局長 原 田 修 吾

公 示

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等について

制 定	平成25年	9月30日	九運公第34号
一部改正	平成26年	3月11日	九運公第97号
一部改正	平成26年	12月26日	九運公第36号
一部改正	平成29年	1月13日	九運公第84号
一部改正	平成30年	4月10日	九運公第 5号
一部改正	令和 元年	10月31日	九運公第65号
一部改正	令和 2年	11月24日	九運公第61号
一部改正	令和 3年	5月31日	九運公第18号
一部改正	令和 5年	9月29日	九運公第77号
一部改正	令和 6年	9月26日	九運公第72号
一部改正	令和 7年	3月17日	九運公第121号

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等を別添のとおり制定したので公示する。

九 州 運 輸 局 長 佐藤 尚之

記

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準 (別添1)

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱い (別添2)

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等 (別添3)